

市区町村別集計項目(推進体制等)

三重県	
市区町村数	29

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	問1		問2-1	問2-2	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 (2023年4月1日現在で有効なもの)					
			担当課(室)名	所属	事務所掌	庁内連絡会議の有無	諮問機関の有無	問3-1 有			問3-1 無	問4-1 有			問4-1 無	
								問3-2 条例名称	問3-2 公布日(西暦)	問3-2 施行日(西暦)	問3-3 現在の状況	問4-2 計画名称	問4-2 計画期間	問4-2 女性活躍推進法との関係	問4-3 計画策定の方法	問4-4 現在の状況
					20	19	18					29				
24	201	津市	男女共同参画室	1	1	1	1	津市男女共同参画推進条例	2007年3月30日	2007年3月30日		第4次津市男女共同参画基本計画	2023年4月 ~ 2028年3月	1	1	
24	202	四日市市	市民生活部 男女共同参画課	1	1	1	1	四日市市男女共同参画推進条例	2006年3月28日	2006年4月1日		男女共同参画プランよっかいち2021~2025	2021年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1	
24	203	伊勢市	市民交流課	1	2	1	1	伊勢市男女共同参画推進条例	2007年3月30日	2007年4月1日		第4次伊勢市男女共同参画基本計画	2023年4月1日 ~ 2028年3月31日	1	1	
24	204	松阪市	人権・多様性社会課	1	1	1	1	松阪市の男女共同参画をすすめる条例	2005年1月1日	2005年1月1日		松阪市男女共同参画プラン	2021年4月 ~ 2026年3月	1	1	
24	205	桑名市	女性活躍・多文化共生推進室	1	1	1	1	桑名市男女共同参画推進条例	2009年9月29日	2009年9月29日		2019-2024桑名市男女共同参画基本計画	2019年4月 ~ 2025年3月	1	1	
24	207	鈴鹿市	男女共同参画課	1	1	1	1	鈴鹿市男女共同参画推進条例	2006年6月29日	2006年6月29日		第2次鈴鹿市男女共同参画基本計画	2016年4月1日 ~ 2024年3月31日	1	1	
24	208	名張市	人権・男女共同参画推進室	1	1	1	1	名張市男女共同参画推進条例	2005年10月3日	2006年4月1日		第2次名張市男女共同参画基本計画ベルフラワーⅡ	2017年4月 ~ 2027年3月	1	1	
24	209	尾鷲市	政策調整課	1	2	1	1	尾鷲市男女共同参画推進条例	2007年4月1日	2007年4月1日		第3次尾鷲市男女共同参画推進基本計画	2022年4月 ~ 2032年3月	1	1	
24	210	亀山市	人権・ダイバーシティグループ	1	2	1	1	亀山市男女が生き生き輝く条例	2008年6月27日	2008年7月1日		第4次亀山市男女共同参画基本計画	2022年4月 ~ 2027年3月	1	1	
24	211	鳥羽市	市民課	1	2	1	1	鳥羽市男女共同参画推進条例	2012年3月30日	2012年3月30日		鳥羽市第3期男女共同参画基本計画(通称:ほほえみプラン)	2020年4月 ~ 2025年3月	1	1	
24	212	熊野市	市長公室	1	2	1	1	熊野市男女共同参画推進条例	2017年6月23日	2017年6月23日		熊野市男女共同参画基本計画(第4次基本計画)	2022年4月1日 ~ 2027年3月31日	1	1	
24	214	いなべ市	人権福祉課	1	2	1	1	いなべ市男女共同参画推進条例	2008年3月25日	2008年4月1日		(いなべ市男女共同参画第4次推進計画)	2023年4月 ~ 2028年3月	1	0	
24	215	志摩市	市民生活部 人権市民協働課	1	2	1	1	志摩市男女共同参画推進条例	2012年12月26日	2013年4月1日		第4次志摩市男女共同参画推進プラン	2022年4月1日 ~ 2027年3月31日	1	1	
24	216	伊賀市	人権政策課男女共同参画係	1	1	1	1	伊賀市男女共同参画推進条例	2004年11月1日	2004年11月1日		第4次伊賀市男女共同参画基本計画	2021年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1	
24	303	木曾岬町	総務政策課	1	2	0	0				3	木曾岬町男女共同参画基本計画	2014年3月 ~	0	1	
24	324	東員町	町民課	1	2	0	0	東員町男女共同参画推進条例	2019年3月22日	2019年4月1日		第4次東員町男女共同参画プラン	2023年4月1日 ~ 2028年3月31日	0	1	
24	341	菰野町	企画情報課	1	2	1	1				0	第4次菰野町男女共同参画推進プラン	2021年4月1日 ~ 2027年3月31日	1	1	
24	343	朝日町	広報・町史編さん課	1	2	1	0				0	かがやくあさひ 第2次男女共同参画基本計画	2022年4月1日 ~ 2032年3月31日	1	1	
24	344	川越町	企画情報課	1	2	0	0				0	川越町男女共同参画推進計画	2008年3月 ~	0	1	
24	441	多気町	健康福祉課	1	2	1	1	多気町男女共同参画推進条例	2007年6月26日	2007年6月26日		多気町男女共同参画推進基本計画	2011年4月 ~	0	1	
24	442	明和町	生活環境課	1	2	1	1	明和町男女共同参画推進条例	2023年1月1日	2023年1月1日		第3次明和町男女共同参画基本計画	2023年4月1日 ~ 2028年3月31日	1	1	
24	443	大台町	企画課	1	2	0	0				0	第3次大台町男女共同参画基本計画	2021年4月1日 ~ 2031年3月31日	1	1	
24	461	玉城町	総務政策課	1	2	0	0				0	第3次玉城町男女共同参画計画	2022年4月 ~ 2026年3月	1	1	
24	470	度会町	総務課	1	2	0	0				0	第2次 度会町男女共同参画基本計画	2021年4月 ~ 2025年3月	0	1	
24	471	大紀町	総務企画課	1	2	0	0				2	第2次大紀町男女共同参画計画	2023年4月 ~ 2033年3月	1	1	
24	472	南伊勢町	環境生活課	1	2	0	0	南伊勢町男女共同参画推進条例	2013年3月22日	2013年4月1日		(第三次南伊勢町男女共同参画基本計画)	2023年4月1日 ~ 2032年3月31日	1	0	

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	問1		問2-1	問2-2	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 (2023年4月1日現在で有効なもの)					
			担当課(室)名	所属	事務所掌	庁内連絡会議の有無	諮問機関の有無	問3-1 有		問3-1 無	問4-1 有			問4-1 無		
								問3-2 条例名称	問3-2 公布日(西暦)	問3-2 施行日(西暦)	問3-3 現在の状況	問4-2 計画名称	問4-2 計画期間	問4-2 女性活躍推進法との関係	問4-3 計画策定の方法	問4-4 現在の状況
24	543	紀北町	総務課	1	2	1	0				0	第2次紀北町男女共同参画基本計画	2018年4月 ~ 2028年3月	1	1	
24	561	御浜町	総務課	1	2	1	1				0	御浜町男女共同参画推進基本計画	2021年4月 ~ 2025年3月	1	1	
24	562	紀宝町	企画調整課	1	2	0	1				0	第3次紀宝町男女共同参画プラン	2021年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1	

<選択肢回答>

所属

- 1 首長部局
- 2 教育委員会

事務所掌

- 1 男女共同参画・女性等を名称に冠した専管課
- 2 1ではない

庁内連絡会議

- 1 有
- 0 無

諮問機関

- 1 有
- 0 無

男女共同参画に関する条例

現在の状況

- 1 2024年3月末までの制定を目途に検討中
- 2 2023年度以降の制定を目途に検討中
- 3 その他
- 0 検討していない

男女共同参画に関する計画

女性活躍推進法の推進計画との関係

- 1 一体
- 0 一体でない

計画の策定方法(総合計画の一部として策定している場合、「問4-2 計画名称」は括弧書きで表記)

- 1 単独計画として策定
- 0 総合計画の一部として策定

現在の状況

- 1 策定予定有
- 0 策定予定無

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2023年4月1日現在で開設済の施設)																
			問6-1		問6-4 所在地等					問6-3 施設形態		問6-5 管理・運営主体							
			名称	愛称・通称	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	単独	複合	施設管理			事業運営				
												直営	指定管理者	その他	直営	指定管理者	その他		
			4									1	3	2	1	1	3	0	1
24	201	津市																	
24	202	四日市市	四日市市男女共同参画センター	はもりあ四日市	510-0093	三重県四日市市本町9番8号 本町プラザ3階	059-354-8331	059-354-8339	https://www.city.yokkaichi.mie.jp/danjo/index.php		○		○				○		
24	203	伊勢市																	
24	204	松阪市																	
24	205	桑名市																	
24	207	鈴鹿市	鈴鹿市男女共同参画センター	ジェフリーすずか	513-0801	三重県鈴鹿市神戸二丁目15番18号	059-381-3113	059-381-3119	http://www.city.suzuka.lg.jp/danjo/	○		○					○		
24	208	名張市	名張市男女共同参画センター		518-0775	三重県名張市希央台5番町19番地	0595-63-5336	0595-63-5326	https://www.emachi-nabari.jp/j-kouryu/?page_id=15		○			○					○
24	209	尾鷲市																	
24	210	亀山市																	
24	211	鳥羽市																	
24	212	熊野市																	
24	214	いなべ市																	
24	215	志摩市																	
24	216	伊賀市	伊賀市男女共同参画センター		518-0873	三重県伊賀市上野丸之内500番地	0595-22-9632	0595-22-9666	https://www.city.iga.lg.jp/category/7-6-4-0-0.html		○	○					○		
24	303	木曾岬町																	
24	324	東員町																	
24	341	菰野町																	
24	343	朝日町																	
24	344	川越町																	
24	441	多気町																	
24	442	明和町																	
24	443	大台町																	
24	461	玉城町																	
24	470	度会町																	
24	471	大紀町																	
24	472	南伊勢町																	
24	543	紀北町																	
24	561	御浜町																	
24	562	紀宝町																	

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設 (2023年4月1日現在で開設済の施設)														
			問6-1 名称	問6-2 設立年月日	問6-6 職員数(人)		問6-7 予算額(千円)	問6-8 主な事業									
					用常勤(雇用(任用)期間の定めがない職員)	用非常勤(雇用(任用)期間の定めがある職員)		広報啓発	講座	相談事業	情報収集・提供	苦情処理	交流促進	企業・NPOとの連携	国際交流	調査研究	その他
			4					4	3	4	4	1	3	3	0	2	
24	201	津市			0	0	0										
24	202	四日市市	四日市市男女共同参画センター	1996年8月1日	10	0	31,827	○	○	○	○		○	○		○	はもりあフェスタなど
24	203	伊勢市			0	0	0										
24	204	松阪市			0	0	0										
24	205	桑名市			0	0	0										
24	207	鈴鹿市	鈴鹿市男女共同参画センター	2002年8月2日	4	1	29,598	○	○	○	○	○	○			○	
24	208	名張市	名張市男女共同参画センター	2009年6月13日	1	0	1,150	○		○	○						
24	209	尾鷲市			0	0	0										
24	210	亀山市			0	0	0										
24	211	鳥羽市			0	0	0										
24	212	熊野市			0	0	0										
24	214	いなべ市			0	0	0										
24	215	志摩市			0	0	0										
24	216	伊賀市	伊賀市男女共同参画センター	2012年4月16日	2	0	3,230	○	○	○	○		○	○			
24	303	木曽岬町			0	0	0										
24	324	東員町			0	0	0										
24	341	菰野町			0	0	0										
24	343	朝日町			0	0	0										
24	344	川越町			0	0	0										
24	441	多気町			0	0	0										
24	442	明和町			0	0	0										
24	443	大台町			0	0	0										
24	461	玉城町			0	0	0										
24	470	度会町			0	0	0										
24	471	大紀町			0	0	0										
24	472	南伊勢町			0	0	0										
24	543	紀北町			0	0	0										
24	561	御浜町			0	0	0										
24	562	紀宝町			0	0	0										

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画に関する宣言			問5 首長、自治会長等の状況(2023年7月1日現在)														
			問7-2			市区長数	うち		副市区長数	うち		町村長数	うち		副町村長数	うち		自治会長数	うち	
			宣言年月日	宣言名称	宣言の形態		女性市区長数	女性比率(%)		女性副市区長数	女性比率(%)		女性町村長数	女性比率(%)		女性副町村長数	女性比率(%)		女性自治会長数	女性比率(%)
			7			14	1	7.1	19	0	0.0	15	0	0.0	15	3	20.0	5,063	296	5.8
24	201	津市	2007年3月29日	津市男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	2	0	0.0							1016	83	8.2
24	202	四日市市	2003年12月19日	四日市市男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	2	0	0.0							729	57	7.8
24	203	伊勢市	2006年7月11日	伊勢市男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	2	0	0.0							175	12	6.9
24	204	松阪市	2005年12月22日	松阪市男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	2	0	0.0							447	17	3.8
24	205	桑名市				1	0	0.0	1	0	0.0							680	50	7.4
24	207	鈴鹿市	2012年12月21日	男女共同参画都市宣言	2	1	1	100.0	2	0	0.0							397	22	5.5
24	208	名張市	2004年6月22日	名張市男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	1	0	0.0							183	14	7.7
24	209	尾鷲市				1	0	0.0	1	0	0.0							57	3	5.3
24	210	亀山市				1	0	0.0	1	0	0.0							248	17	6.9
24	211	鳥羽市				1	0	0.0	1	0	0.0							46	1	2.2
24	212	熊野市				1	0	0.0	1	0	0.0							111	1	0.9
24	214	いなべ市				1	0	0.0	1	0	0.0							118	0	0.0
24	215	志摩市				1	0	0.0	1	0	0.0							50	0	0.0
24	216	伊賀市	2005年9月26日	伊賀市男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	1	0	0.0							276	9	3.3
24	303	木曾岬町										1	0	0.0	1	0	0.0	36	1	2.8
24	324	東員町										1	0	0.0	1	0	0.0	23	0	0.0
24	341	菰野町										1	0	0.0	1	0	0.0	39	1	2.6
24	343	朝日町										1	0	0.0	1	0	0.0	9	1	11.1
24	344	川越町										1	0	0.0	1	0	0.0	10	0	0.0
24	441	多気町										1	0	0.0	1	0	0.0	49	0	0.0
24	442	明和町										1	0	0.0	1	1	100.0	95	2	2.1
24	443	大台町										1	0	0.0	1	1	100.0	47	2	4.3
24	461	玉城町										1	0	0.0	1	0	0.0	69	3	4.3
24	470	度会町										1	0	0.0	1	0	0.0	37	0	0.0
24	471	大紀町										1	0	0.0	1	0	0.0	24	0	0.0
24	472	南伊勢町										1	0	0.0	1	1	100.0	38	0	0.0
24	543	紀北町										1	0	0.0	1	0	0.0	16	0	0.0
24	561	御浜町										1	0	0.0	1	0	0.0	20	0	0.0
24	562	紀宝町										1	0	0.0	1	0	0.0	18	0	0.0

<選択肢回答>
 男女共同参画に関する宣言
 宣言の形態
 1 首長声明
 2 議会の議決
 3 庁内連絡会議の決定
 4 その他

調査時点コード	1	2023年4月1日	2	その他
---------	---	-----------	---	-----

都道府県	市区町村名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値						問8-2 目標設定の対象である審議会等の範囲	問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	問9-1						調査時点コード																	
		問8-1		問8-2							(再掲)市町村防災会議(委員のみ)			(再掲)市町村防災会議(会長を含む)			問8 目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値	その他	問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	その他	問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	その他												
		目標値(%)	目標達成期限	審議会等数	うち女性委員数	総委員数	うち女性委員数				女性比率(%)	審議会等数	うち女性委員数	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)							委員会等数	うち女性委員数	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)				
	小計			1,191	1,025	14,853	4,487	30.2	745	665	9,833	2,771	28.2	162	116	907	183	20.2	667	88	13.2	899	99	11.0										
24	201	津市	40.0	2028年3月	73	68	1,024	269	26.3	地方自治法に規定する附属機関及び要綱等に基づき設置された類似の機関を目標設定の対象としている。	37	33	631	154	24.4	6	5	28	6	21.4	42	7	16.7	43	7	16.3	1		1		1			
24	202	四日市市	40%~60%	2026年3月	100	98	1,396	511	36.6	(1)委員会、委員(地方自治法第138条の4第1項の規定に基づき設置されたもの) (2)附属機関(地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき設置されたもの) (3)附属機関に準ずる機関(市の事務について審査、審議、調査等を行うため、市長その他の執行機関に設置されたもの) (4)前各号に定めるもののほか、これに準ずる機能を有するもの	46	46	572	207	36.2	6	5	37	9	24.3	50	5	10.0	51	5	9.8	1		1		1			
24	203	伊勢市	40.0	2028年3月	66	60	861	245	28.5	地方自治法202条の3に基づく審議会等、地方自治法第180条の5に基づく委員会等	60	55	822	238	29.0	6	5	39	7	17.9	29	3	10.3	30	3	10.0	1		1		1			
24	204	松阪市	35.0	2026年3月	109	103	1,532	506	33.0	地方自治法第180条の5に基づく委員会等 地方自治法第202条の3に基づく審議会等 規則、要綱等により設置されている委員会等	35	32	732	218	29.8	6	6	36	7	19.4	40	5	12.5	41	5	12.2	1		1		1			
24	205	桑名市	37.0	2024年4月	74	65	1,122	383	34.1	地方自治法第180条の5に基づく委員会等 地方自治法第202条の3に基づく審議会等 規則、要綱及び規程等で設置されている審議会等	42	40	438	141	32.2	6	3	31	4	12.9	44	5	11.4	45	5	11.1	1		1		1			
24	207	鈴鹿市	男女いずれの性も40%を下回らない状況になっている審議会等の割合が70%	2023年3月	54	52	696	302	43.4	地方自治法第138条の4第3項及び第202条の3に規定する附属機関、地方自治法第180条の5第1項、第3項に規定する執行機関、地方公営企業法第14条の規定に基づく審議会、鈴鹿市意見聴取等のための会議に関する規程及び鈴鹿市教育委員会意見聴取等のための会議に関する規程に基づく会議	35	35	518	237	45.8	6	4	37	8	21.6	54	22	40.7	55	22	40.0	1		1		1			
24	208	名張市	40%以上 60%以下	2027年3月	81	60	870	227	26.1	法律、条例、規則等により設置されている審議会、委員会、協議会等	42	40	501	140	27.9	6	4	30	7	23.3	41	7	17.1	42	7	16.7	1		1		1			
24	209	尾鷲市	50.0	2032年3月	37	28	499	120	24.0		36	27	461	117	25.4	6	6	26	9	34.6	38	3	7.9	39	3	7.7	1		1		1			
24	210	亀山市	40.0	2027年3月	97	91	1,369	453	33.1	地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等 市の条例、規則、要綱または規程等に基づき設置されているもの	30	29	358	100	27.9	6	5	47	8	17.0	0	0	0.0	25	1	4.0	1		1		1			
24	211	鳥羽市	30.0	2025年3月	41	33	573	141	24.6	法令、条例、規則、要綱等で設置されている審議会、協議会、委員会等	25	17	290	59	20.3	6	5	33	8	24.2	0	0	0.0	33	2	6.1	1		1		1			
24	212	熊野市	40.0	2027年3月	38	31	485	121	24.9	地方自治法第180条の5及び第202条の3に基づく審議会・委員会等並びに市の条例・規則・要綱等に基づき設置されているもので、委員に市の議員以外のものが含まれていて、複数の委員等により組織しているもの	15	13	161	39	24.2	6	4	30	6	20.0	27	1	3.7	28	1	3.6	1		1		1			
24	214	いなべ市	40.0	2028年3月	21	16	197	45	22.8	地方自治法第180条の5に基づく委員会及び地方自治法第202条の3に基づく審議会	15	13	168	40	23.8	5	3	29	5	17.2	25	2	8.0	26	2	7.7	1		1		1			
24	215	志摩市	40.0	2026年3月	41	36	573	170	29.7	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等	39	34	461	136	29.5	6	4	32	6	18.8	0	0	0.0	30	1	3.3	1		2	2023年7月1日	2	2023年7月1日		
24	216	伊賀市	40.0	2026年3月	89	75	1,064	310	29.1	意思決定機関である審議会等	53	48	746	220	29.5	6	6	43	10	23.3	36	8	22.2	37	8	21.6	2	2023年3月31日	2	2023年3月31日	2	2023年3月31日		
24	303	木曾岬町	30.0	2024年3月	34	6	110	10	9.1	地方自治法(第203条の3)に基づく審議会、地方自治法(第180条の5)に基づく委員会	6	6	79	10	12.7	5	3	27	3	11.1	20	1	5.0	21	1	4.8	1		1		1			
24	324	東員町	35.0	2028年3月	27	21	265	87	32.8	防災会議、環境審議会等	10	9	95	24	25.3	5	4	27	8	29.6	10	3	30.0	11	3	27.3	1		1		1			
24	341	菰野町	30.0	2027年3月	14	11	163	27	16.6	条例、規則等により設置されている委員会等	14	11	163	27	16.6	5	3	32	4	12.5	21	4	19.0	22	4	18.2	1		1		1			
24	343	朝日町	40.0	2027年3月	20	14	137	29	21.2	地方自治法(第202条の3)、(第180条の5)に該当する審議会等	14	9	116	23	19.8	6	5	21	6	28.6	14	0	0.0	15	0	0.0	1		1		1			
24	344	川越町	33.0	2030年3月	0	0	0	0		地方自治法第202条の3に基づく審議会等	16	13	187	44	23.5	5	3	20	3	15.0	20	1	5.0	21	1	4.8	1		1		1			
24	441	多気町	30.0	2030年3月	35	31	343	117	34.1	地方自治法第202条の3に基づく審議会等	35	31	343	117	34.1	6	3	45	13	28.9	0	0	0.0	30	1	3.3	1		1		1			
24	442	明和町	30.0	2028年3月	17	16	218	54	24.8	自治法(第202条の3)に基づく審議会等	17	16	218	54	24.8	5	4	28	6	21.4	0	0	0.0	40	4	10.0	1		1		1			
24	443	大台町	30.0	2031年3月	26	23	322	91	28.3	法令、条例、規則、要綱等に基づく審議会等	18	16	206	50	24.3	5	3	27	4	14.8	18	3	16.7	19	3	15.8	1		1		1			
24	461	玉城町	40.0	2027年3月	10	10	111	34	30.6	広域の審議会を除く審議会	10	10	111	34	30.6	5	3	27	5	18.5	18	1	5.6	19	1	5.3	1		1		1			
24	470	度会町	27.1	2025年3月	14	11	153	37	24.2	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等	11	8	93	20	21.5	5	2	27	4	14.8	9	0	0.0	10	0	0.0	1		1		1			
24	471	大紀町	30.0	2033年3月	6	6	62	9	14.5	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等	6	6	62	9	14.5	5	2	27	2	7.4	28	2	7.1	29	2	6.9	1		1		1			
24	472	南伊勢町	40.0	2032年3月	40	38	351	112	31.9	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等、地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等、南伊勢町が設置する委員会等	20	20	209	66	31.6	5	4	29	7	24.1	0	0	0.0	27	2	7.4	1		1		1			

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値						問8-2 目標設定の対象である審議会等の範囲	問9 地方自治法(第202条の3)に基 づく審議会等における登用状況	問10 地方自治法(第180条の5)に基 づく委員会等における登用状況	問9-1						調査時点コード														
			問8-1		問8-2							(再掲)市町村防災会 議(委員のみ)			(再掲)市町村防災会 議(会長を含む)			問8 目 標設定 の対象 である 審議 会等 の目 標 及 び 現 状 値	その他	問9 地 方自 治法 (第 202 条の 3)に 基 づ く 審 議 会 等 に お け る 登 用 状 況	その他	問10 地 方自 治法 (第 180 条の 5)に 基 づ く 委 員 会 等 に お け る 登 用 状 況	その他									
			目 標 値 (%)	目 標 達 成 期 限	審 議 会 等 数	う ち 女 性 委 員 数	総 委 員 数	う ち 女 性 委 員 数				女 性 比 率 (%)	審 議 会 等 数	う ち 女 性 委 員 数	総 委 員 数	う ち 女 性 委 員 数	女 性 比 率 (%)							委 員 会 等 数	う ち 女 性 委 員 数	総 委 員 数	う ち 女 性 委 員 数	女 性 比 率 (%)	総 委 員 数	う ち 女 性 委 員 数	女 性 比 率 (%)	
24	543	紀北町							地方自治法(第202条の3)に基づく審議会	21	17	329	58	17.6	6	3	30	5	16.7	57	3	5.3	58	3	5.2	1		1		1		
24	561	御浜町	30.0	2026年3月	16	12	167	35	21.0	16	12	167	35	21.0	6	5	35	7	20.0	0	0	0.0	25	0	0.0	1		1		1		
24	562	紀宝町	30.0	2026年3月	11	10	190	42	22.1	町が設置する審議会	11	10	190	42	22.1	5	4	27	6	22.2	26	2	7.7	27	2	7.4	1		1		1	

調査時点コード	1	2023年4月1日	2	その他
---------	---	-----------	---	-----

都道府県	市区町村	市区町村名	問11-1 管理職の在職状況																		問11-2 職務上の地位別職員在職状況																		問11-2		問11-5 本庁の防災・危機管理部署への配置状況					問11-5				
			管理職総数	うち女性数	女性比率(%)	うち一般行政職			部長長相当職	うち女性数	女性比率(%)	うち一般行政職			次長相当職	うち女性数	女性比率(%)	うち一般行政職			課長相当職	うち女性数	女性比率(%)	うち一般行政職			課長補佐相当職	うち女性数	女性比率(%)	係長相当職	うち女性数	女性比率(%)	係長相当職	うち女性数	女性比率(%)	調査時点コード	その他	防災・危機管理	うち女性数	女性比率(%)	うち管理職数		調査時点コード	その他						
						管理職総数	うち女性数	女性比率(%)				部長長相当職	うち女性数	女性比率(%)				次長相当職	うち女性数	女性比率(%)				課長相当職	うち女性数	女性比率(%)															課長補佐相当職	うち女性数			女性比率(%)	係長相当職	うち女性数	女性比率(%)	うち女性数	女性比率(%)
						2,411	520	21.6				1,628	294	18.1				279	31	11.1				184	21	11.4															313	42			13.4	220	29	13.2	1,819	447
24	201	津市	278	40	14.4	221	25	11.3	37	4	10.8	31	2	6.5	66	2	3.0	56	1	1.8	175	34	19.4	134	22	16.4	380	121	31.8	288	66	22.9	420	140	33.3	240	72	30.0	1		186	25	13.4	52	2	3.8				
24	202	四日市市	393	77	19.6	156	25	16.0	69	9	13.0	17	3	17.6	65	7	10.8	28	4	14.3	259	61	23.6	111	18	16.2	295	106	35.9	101	28	27.7	794	360	45.3	203	98	48.3	1		13	1	7.7	4	0	0.0	1			
24	203	伊勢市	140	22	15.7	89	15	16.9	24	1	4.2	14	1	7.1	22	4	18.2	16	3	18.8	94	17	18.1	59	11	18.6	135	44	32.6	62	11	17.7	291	116	39.9	105	35	33.3	1		13	2	15.4	3	0	0.0	1			
24	204	松阪市	170	41	24.1	124	15	12.1	19	1	5.3	18	1	5.6	37	5	13.5	32	4	12.5	114	35	30.7	74	10	13.5	168	73	43.5	123	48	39.0	439	179	40.8	231	66	28.6	1		8	2	25.0	3	1	33.3	1			
24	205	桑名市	158	37	23.4	111	18	16.2	17	2	11.8	15	2	13.3	15	1	6.7	9	1	11.1	126	34	27.0	87	15	17.2	124	25	20.2	82	21	25.6	57	25	43.9	25	4	16.0	1		11	2	18.2	3	0	0.0	1			
24	207	鈴鹿市	273	60	22.0	189	44	23.3	14	2	14.3	13	2	15.4	53	8	15.1	40	5	12.5	206	50	24.3	136	37	27.2	241	78	31.5	131	50	38.2	210	96	45.7	81	29	35.8	1		12	2	16.7	3	0	0.0	1			
24	208	名張市	170	58	34.1	70	23	32.9	23	3	13.0	15	2	13.3	20	7	35.0	7	3	42.9	127	48	37.8	48	18	37.5	144	61	42.4	49	18	36.7	165	106	64.2	38	18	47.4	1		4	0	0.0	2	0	0.0	1			
24	209	尾鷲市	33	5	15.2	23	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	33	5	15.2	23	0	0.0	28	11	39.3	9	2	22.2	50	17	34.0	25	1	4.0	1	0	0.0	1	0	0.0	1					
24	210	亀山市	91	30	33.0	58	11	19.0	20	2	10.0	15	1	6.7	0	0	0.0	0	0	0.0	71	28	39.4	43	10	23.3	98	43	43.9	77	31	40.3	100	44	44.0	62	23	37.1	1		5	1	20.0	2	0	0.0	1			
24	211	鳥羽市	27	4	14.8	23	4	17.4	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	27	4	14.8	23	4	17.4	34	5	14.7	26	5	19.2	90	37	41.1	41	15	36.6	1		4	0	0.0	1	0	0.0	1			
24	212	熊野市	28	3	10.7	23	2	8.7	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	28	3	10.7	23	2	8.7	79	15	19.0	31	6	19.4	81	12	14.8	44	8	18.2	1		4	0	0.0	1	0	0.0	1			
24	214	いなべ市	63	18	28.6	49	12	24.5	13	3	23.1	10	3	30.0	3	1	33.3	3	1	33.3	47	14	29.8	36	8	22.2	64	17	26.6	54	13	24.1	20	14	70.0	10	4	40.0	1		3	1	33.3	0	0	0.0	1			
24	215	志摩市	79	12	15.2	54	9	16.7	17	1	5.9	14	1	7.1	0	0	0.0	0	0	0.0	62	11	17.7	40	8	20.0	79	34	43.0	34	12	35.3	150	58	37.3	66	20	30.3	1		9	1	11.1	2	0	0.0	1			
24	216	伊賀市	205	68	33.2	193	68	35.2	21	3	14.3	17	3	17.6	29	7	24.1	26	7	26.9	155	58	37.4	150	58	38.7	176	70	39.8	168	67	39.9	220	75	34.1	204	74	36.3	1		5	0	0.0	2	0	0.0	1			
24	303	木曾岬町	11	1	9.1	10	1	10.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	11	1	9.1	10	1	10.0	12	7	58.3	9	4	44.4	9	8	88.9	6	5	83.3	1		4	0	0.0	1	0	0.0	1			
24	324	東員町	29	2	6.9	29	2	6.9	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	29	2	6.9	29	2	6.9	30	14	46.7	24	8	33.3	17	9	52.9	12	4	33.3	1		2	0	0.0	1	0	0.0	1			
24	341	菟野町	29	3	10.3	21	3	14.3	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	29	3	10.3	21	3	14.3	37	10	27.0	14	3	21.4	66	24	36.4	35	9	25.7	1		4	1	25.0	1	0	0.0	1			
24	343	朝日町	21	2	9.5	11	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	21	2	9.5	11	0	0.0	14	6	42.9	7	3	42.9	17	7	41.2	11	3	27.3	1		3	0	0.0	1	0	0.0	1			
24	344	川越町	16	4	25.0	15	2	13.3	3	0	0.0	3	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	13	4	30.8	12	2	16.7	13	7	53.8	13	2	15.4	7	7	100.0	6	1	16.7	1		8	1	12.5	1	0	0.0	1			
24	441	多気町	15	1	6.7	13	1	7.7	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	15	1	6.7	13	1	7.7	6	4	66.7	2	0	0.0	44	10	22.7	29	2	6.9	1		10	3	30.0	5	1	20.0	1			
24	442	明和町	15	1	6.7	15	1	6.7	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	15	1	6.7	15	1	6.7	0	0	0.0	0	0	0.0	43	10	23.3	43	10	23.3	1		13	2	15.4	1	0	0.0	1			
24	443	大台町	25	6	24.0	17	1	5.9	0	0	0.0	0	0	0.0	1	0	0.0	1	0	0.0	24	6	25.0	16	1	6.3	29	14	48.3	14	5	35.7	62	41	66.1	29	12	41.4	1		3	0	0.0	1	0	0.0	1			
24	461	玉城町	22	6	27.3	14	1	7.1	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	22	6	27.3	14	1	7.1	17	9	52.9	10	4	40.0	10	3	30.0	8	1	12.5	1		3	0	0.0	2	0	0.0	1			
24	470	度会町	16	5	31.3	10	1	10.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	16	5	31.3	10	1	10.0	1	1	100.0	0	0	0.0	23	11	47.8	18	8	44.4	1		7	2	28.6	1	0	0.0	1			
24	471	大紀町	18	0	0.0	16	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	18	0	0.0	16	0	0.0	39	14	35.9	31	8	25.8	20	11	55.0	12	3	25.0	1		4	1	25.0	1	0	0.0	1			
24	472	南伊勢町	26	6	23.1	19	5	26.3	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	26	6	23.1	19	5	26.3	0	0	0.0	0	0	0.0	65	34	52.3	43	19	44.2	1		5	1	20.0	1	0	0.0	1			
24	543	紀北町	22	2	9.1	22	2	9.1	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	22	2	9.1	22	2	9.1	37	8	21.6	37	8	21.6	36	10	27.8	36	10	27.8	1		5	0	0.0	3	0	0.0	1			
24	561	御浜町	17	2	11.8	16	2	12.5	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0</																																		

調査時点 議会関係は2023年7月1日(その他2023年4月1日)

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																						
				問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問12-1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認められている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他										
			1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1. を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。		1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例																
			8	1の合計	28	0	27		2						27	27	27	27	26	22						
			8	2の合計	0	21	1		24						0	0	0	0	1	0						
			0	3の合計	1	6			2						0	0	0	0	0	0						
			13	4の合計	0	1									2	2	2	2	1	6						
24	201	津市	2		津市議会	1	2	1	津市議会会議規則(第2条2・第82条2) 第2条2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。第82条2(第2条2の条文中、「議員」を「委員」に、「議長」を「委員長」に変更)	2					1	1	1	1	1	1	4					
24	202	四日市市	1	四日市市職員旧姓使用取扱要綱 婚姻等により戸籍上の氏を改めた職員が引き続き旧姓を使用しようとするときは、旧姓使用承認申請書(第1号様式)を所属長を経由して任命権者に提出し、承認を受けなければならない。	四日市市議会	1	2	1	四日市市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条(略) 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1	1					
24	203	伊勢市	2		伊勢市議会	1	2	1	伊勢市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2						1	1	1	1	1	1	1				

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査														
			問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	議 会 名	問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問12-1で1.を選択した場合、産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)						
					1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他
24	204	松阪市	1	松阪市議会事務局	1	2	1	2				1	1	1	1	1	1
			松阪市職員旧姓使用取扱規程 (趣旨) 第1条 この訓令は、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、以前に使用していた氏(以下「旧姓」という。)を職場において使用することに関し、必要な事項を定めるものとする。 (適用職員) 第2条 この訓令において旧姓を使用できる職員は、地方公務員法第3条第2項に規定する一般職に属する職員(会計年度任用職員含む)とする。 (承認申請) 第3条 職員は、旧姓を使用しようとするときは、旧姓使用承認申請書(第1号)により、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。 2 前項の旧姓使用承認申請書は、原則として松阪市職員服務規程(平成17年松阪市訓令第14号)第4条第2項に規定する履歴事項の変更の届出に併せて、所屬長を経由して市長に提出するものとする。 (承認) 第4条 市長は、旧姓の使用を承認したときは、旧姓使用承認通知書(様式第2号)により、所屬長を経由して当該職員に通知するものとする。 2 市長は、前項の承認通知書を通じた場合は、旧姓使用職員台帳(様式第3号)に承認の内容を記載するものとする。 (承認の取消) 第5条 市長は、旧姓使用を承認した後において、当該旧姓使用が職務遂行上又は事務処理上支障があると認めるときは、当該旧姓使用者に係る旧姓使用の承認を取り消すことができる。 2 市長は、前項の規定により旧姓使用の承認を取り消したときは、その旨を旧姓使用取消通知書(様式第4号)により当該職員に通知するものとする。 (使用の中止) 第6条 旧姓を使用している職員は、旧姓の使用を中止しようとするときは、旧姓使用中届(様式第5号)を所屬長を経由して市長に提出しなければならない。 (旧姓を使用することができる文書等) 第7条 旧姓を使用することができる文書等の基準は、別表第1のとおりとする。 2 旧姓を使用することができない文書等の基準は、別表第2のとおりとする。 (職員及び所屬長の責務) 第8条 旧姓を使用する職員は、旧姓を使用するに当たっては、市民及び職員に誤解又は混乱を生じさせないように努めなければならない。 2 所屬長は、所屬職員の旧姓の使用に関し、適切な運用が図られるよう努めなければならない。 附 則 (施行期日) 1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。 (経過措置) 2 この訓令の施行の日前に婚姻等により戸籍上の氏を改めた職員で、旧姓を使用しようとする職員は、第3条第1項の規定による申請を行うことができるものとする。 ・別表第1(第7条関係) ・旧姓を使用することができる文書等 分類:組織内部で使用される文書等で、職員の同一性の確認が容易にできるもの。 対外的にも使用されるが特別な法律関係を生じさせないもの。特に支障がないと任命権者が認めるもの。 ・別表第2(第7条関係) ・旧姓を使用することができない文書等 分類:職員の身分を証するもの、職員の権利義務に係るもので他団体に与える影響が大きいもの、対外的に法律関係が生ずるもの。	松阪市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出席のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。													
24	205	桑名市	1	桑名市議会事務局	1	2	1	1				1	1	1	1	1	1
			桑名市職員旧姓使用取扱要綱 (趣旨) 第1条 この訓令は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第2項に規定する一般職に属する職員(以下「職員」という。)が、婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍上の氏を改めた後に、引き続き婚姻等により改める前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用する場合の手続等に関し必要な事項を定めるものとする。	桑名市議会会議規則 第2条 第2項 議員は、出席のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 第3条 議員が自己都合、疾病その他の事由により、議会の会議等を長期間欠席したときの議員報酬は、当該議員の議員報酬に、議会の会議等を欠席した日から、議会の会議等に出席した日の前日までの期間(以下「欠席期間」という。)に応じ、次の表に定める支給割合を乗じて得た額とする。 欠席期間 支給割合 90日を超え180日以下であるとき 100分の80 180日を超え365日以下であるとき 100分の70 365日を超えるとき 100分の50 第5条 次に掲げる理由により議会の会議等を長期間欠席したときは、この条例の規定は、適用しない。 (2) その他議長が認める理由 ※第3条 第1項として、または第5条(2)として取り扱うかは、事案発生時に協議する。													

都 道 府 県 コ ロ シ ド	市 区 町 村 コ ロ シ ド	市 区 町 村 名	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																		
				議 会 名	問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問12-1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認められている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認められていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)											
					1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他					
24	207	鈴鹿市	1	鈴鹿市職員旧姓使用取扱要綱 (趣旨) 第1条 この要綱は、互いの個性が尊重され、能力を發揮しやすい職場環境を整備するため、職員が、婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関して必要な事項を定めるものとする。 (旧姓使用の届出) 第2条 婚姻等により戸籍上の氏を改めた職員が引き続き旧姓を使用しようとするときは、旧姓使用届(第1号様式)を所属長を経由して任命権者に提出するものとする。 2 新たに職員となった者が旧姓を使用しようとするときも、前項と同様とする。 (旧姓使用の停止) 第3条 任命権者は、旧姓の使用の届出を受けた後において、当該旧姓使用者の旧姓の使用が、職務遂行上又は事務処理上支障があると認めるときは、当該旧姓使用者の旧姓の使用を停止することができる。 (旧姓使用の中止) 第4条 旧姓使用者は、旧姓の使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届(第2号様式)を任命権者に提出しなければならない。 2 戸籍上の氏を改めた場合を除き、前項の規定により、一旦旧姓の使用を中止した職員は、特別な事情のない限り、再び同じ旧姓を使用することはできないものとする。 (旧姓を使用できる文書等) 第5条 旧姓を使用することができる文書等は、次の各号に掲げるもの(任命権者が職務遂行上又は事務処理上支障を生じるおそれがあると認められたものを除く。)とする。 (1) 単に氏名が記載されたもので、次条に掲げる事由に抵触しないもの (2) 専ら組織内部で使用される文書等で、容易に職員の同一性を確認できる内容のもの (3) 職員の権利及び義務に係る文書等のうち、職員の同一性の確認が容易にでき、旧姓使用を原因とする係争のおそれがない内容のもの (4) 前各号に掲げるもののほか、適当と認められるもの (旧姓を使用できない文書等) 第6条 旧姓を使用することができない文書等は、次の各号に掲げるものとする。 (1) 職員の身分関係に係る文書等で、法令等に基づく事務処理等に与える影響が大きいもの (2) 職員の権利義務に係る文書等で、法令等に根拠があり、又は法令等に基づく事務処理等に与える影響が大きいもの (3) 公権力の行使に係るもの (4) 私人との法律上の関係を発生させるもの (5) 前各号に掲げるもののほか、職務遂行上又は事務処理上支障を生じるおそれのあるもの (旧姓使用者等の責務) 第7条 旧姓使用者は、旧姓の使用に当たって、常に市民、関係機関及び職員に誤解や混乱が生じないように努めなければならない。 2 所属長は、所属職員の旧姓の使用に関し適切な運用が図られるよう努めなければならない。 (その他) 第8条 この要綱に定めるもののほか、旧姓の使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。 附 則 1 この要綱は、平成18年1月1日から施行する。 2 この要綱の施行の日前に婚姻等により戸籍上の氏を改めた職員は、この要綱の施行の日から平成18年3月31日までに、第2条第1項に規定する旧姓使用届を任命権者に提出することにより、旧姓を使用することができる。	鈴鹿市議会	1	2	1	鈴鹿市議会会議規則 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。(鈴鹿市議会会議規則第2条第2項)	2							1	1	1	1	1	1
24	208	名張市	1	旧姓使用の取扱いに関する内規 第1条 この内規は、婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により、戸籍上の氏を改めた名張市の職員(専決権限がない職員に限る。以下単に「職員」という。)が引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を職務上作成する文書等に使用することに関して、必要な事項を定めるものとする。	名張市議会	1	2	1	名張市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2						1	1	1	1	1	1	
24	209	尾鷲市	4		尾鷲市議会	1	3	1	尾鷲市議会会議規則 第2条 + 第90条 (欠席の届出)第2条 議員は、公務、疫病、育児、看護、介護、配偶者の産後補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過するまでの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2						1	1	1	1	1	1	

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査							問12-7							
				問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問12-1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認められている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)								
1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。				議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。		1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例		配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他	
24	210	亀山市	1	亀山市職員旧姓使用取扱規程 (趣旨) 第1条 この訓令は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第2項に規定する一般職に属する職員(以下「職員」という。)が、婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍上の氏を改めた後に、引き続き婚姻等により改める前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用する場合の手続等に関し必要な事項を定めるものとする。 (旧姓使用の範囲) 第2条 旧姓を使用することができる文書等の基準は、別表第1のとおりとし、旧姓を使用することができない文書等の基準は、別表第2のとおりとする。 (旧姓使用の届出) 第3条 職員は、旧姓を使用するときは、旧姓使用届(様式第1号)により、市長に届け出なければならない。 2 前項の旧姓使用届は、婚姻等による戸籍上の氏を改めた日(新たに職員となった者については、職員となった日)から起算して1月以内に提出しなければならない。 (旧姓使用の中止) 第4条 旧姓を使用している職員が、その使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届(様式第2号)により、市長に届け出なければならない。 2 前項の規定により旧姓の使用の中止を届け出た職員は、当該旧姓について前条第1項の規定による届出をすることはできない。 (旧姓使用職員の責務) 第5条 旧姓を使用する職員は、旧姓を使用するに当たり、市民、関係機関、他の職員等に誤解、混乱等が生じないように努めなければならない。 (所屬長の責務) 第6条 所屬長は、所屬職員の旧姓の使用に関し、適切な運用が図られるよう努めなければならない。	三重県亀山市議会	1	2	1	亀山市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 (略) 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	「亀山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例」第5条第2号に基づき、出産		1	1	1	1	1	1	1
24	211	鳥羽市	2		鳥羽市議会	1	3	1	鳥羽市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 (略) 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 (欠席の届出) 第88条 (略) 2 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	減額対象の適用除外規定がある		1	1	1	1	1	1	1
24	212	熊野市	4		熊野市議会	1	2	1	熊野市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。			1	1	1	1	1	1	
24	214	いなべ市	2		いなべ市議会	1	3	1	いなべ市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。			1	1	1	1	1	1	
24	215	志摩市	4		志摩市議会	1	3	1	志摩市議会会議規則 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。			1	1	1	1			

都 道 府 県	市 区 町 村	区 町 村 名	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査							議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上も認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)						
				問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問12-1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7							
1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上も認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。				議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他		
24	216	伊賀市	伊賀市職員旧姓使用取扱要綱 (趣旨) この要綱は、互いの個性が尊重され、能力を發揮しやすい職場環境を整備するため、職員が、婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関する必要な事項を定める。 (旧姓使用の承認) 第2条 職員は旧姓を使用しようとするときは、旧姓使用承認申請書(様式第1号)を所属長を経由して任命権者に提出し、承認を受けなければならない。 (旧姓使用の承認) 第3条 任命権者は、前条の申請があった場合において、職務遂行上又は事務処理上支障がないと認めるときは、旧姓の使用を承認するものとする。 2 任命権者は、前項の規定により旧姓の使用を承認した場合には、旧姓使用承認通知書(様式第2号)により速やかに所属長を経由して当該職員に通知するものとする。 (承認の取消) 第4条 任命権者は、旧姓の使用を承認した後において、当該旧姓使用者の旧姓の使用が、職務遂行上又は事務処理上支障があると認めるときは、当該旧姓使用者の旧姓使用の承認を取り消すことができる。 (旧姓使用の中止) 第5条 旧姓使用者は、旧姓の使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届(様式第3号)を任命権者に提出しなければならない。 2 戸籍上の氏を改めた場合を除き、前項の規定により、一旦旧姓の使用を中止した職員は、特別な事情のない限り、再び同じ旧姓の使用の承認を申請できないものとする。 (旧姓を使用できる文書等) 第6条 旧姓を使用することができる文書等は、次の各号に掲げるものとする。 (1) 単に氏名が記載されたもの(職員住所録、座席図、名刺、名札、事務分掌表等) (2) 専ら組織内部で使用される文書等であつて、容易に職員の同一性を確認できる内容のもの(起案文書、復命書、決裁、供覧文書への押印等) (3) 職員の権利及び義務に係る文書等のうち、職員の同一性の確認が容易にでき、旧姓使用を原因とする係争のおそれがない内容のもの(休暇承認額、職務専念義務免除申請書等) (4) 前各号に掲げるもののほか適当と認められるもの (旧姓使用者等の責務) 第7条 旧姓使用者は、旧姓の使用に当たって、常に市民、関係機関及び職員に混乱が生じないよう努めなければならない。 2 所属長は、所属職員の旧姓の使用に適切に運用が図られるよう努めなければならない。 (その他) 第8条 この要綱に定めるもののほか、旧姓の使用に必要事項は、市長が別に定める。	伊賀市議会	1	2	1	伊賀市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後7週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
24	303	木曾岬町		木曾岬町議会	3						4	4	4	4	2	4	
24	324	東員町		東員町議会	1	2	1	2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1	
24	341	菟野町		菟野町議会	1	2	1	菟野町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間前(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	1	菟野町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 (議員報酬、期末手当の減額) 第5条 第1条の規定にかかわらず、菟野町議会会議規則(昭和35年規則第4号、以下「規則」という。)第2条の2に規定する届出があつた場合は、次の各号に掲げる区分に応じて議員報酬の月額を減額するものとする。 (1) 180日以上270日未満 100分の30 (2) 270日以上365日未満 100分の50 (3) 365日以上 100分の100 2 前項の規定による議員報酬の減額は、届け出た日から180日、270日又は365日を経過する日の属する月の翌月(経過する日が月の初日であるときは、その日の属する月)からそれぞれ開始し、議会活動ができることとなつた旨の届出があつた場合においては、その事実が生じた日の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終了する。 3 議会活動ができない事由が公務災害による療養のとき、又は議長が特に認めたときは、第1項の規定にかかわらず議員報酬の月額を全額を支給する。 4 第1項の規定が適用された場合の期末手当の計算に用いる議員報酬の月額は、減額後の議員報酬の月額とする。	1	1	1	1	1	1	4
24	343	朝日町		朝日町議会	1	2	1	朝日町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	4	
24	344	川越町	川越町職員旧姓使用取扱要綱 第4条 職員は、旧姓を使用しようとするときは、旧姓使用届(様式第1号)を所属長を経て、総務課長に提出しなければならない。	川越町議会	1	2	1	川越町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日開議時刻までに議長に届け出なければならない。	2		1	1	1	1	1	1	

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査													
				議 会 名	問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問12-1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)						
					1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他
24	441	多気町	4	多気町議会	1	2	1	多気町議会会議規則 第2条2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に、欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
24	442	明和町	4	明和町議会	1	2	1	明和町議会会議規則 第2条の2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
24	443	大台町	4	大台町議会	1	2	1	大台町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
24	461	玉城町	4	玉城町議会	1	2	1	玉城町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
24	470	度会町	4	度会町議会	1	2	1	度会町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
24	471	大紀町	4	大紀町議会	1	3	1	大紀町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
24	472	南伊勢町	4	南伊勢町議会	1	2	1	南伊勢町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	4
24	543	紀北町	4	紀北町議会	1	2	1	紀北町議会規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査															
			問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問12-1で1.を選択した場合、産前に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-1で1.を選択した場合、休業期間の報酬について減額の規定はあるか。		問12-6 問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。		問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上も認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)						
								1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護
24	561	御浜町	2	1	3	1	御浜町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1		
24	562	紀宝町	4	1	4	2				2			4	4	4	4	4	4

都 道 府 県	市 区 町 村	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査											地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割	
		問12-8 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問12-9 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問12-10 議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)を行っていますか。	問12-11 問12-10で1.を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。	問12-12 問12-11で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-13 ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	問12-14 当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	問12-15 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。	問12-16 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-17 問12-16で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-18 政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	問13 男女共同参画担当部署又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	問13-1 左記で、1.を選択した場合該当部分の規定を記入してください。
		1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	に1. 関するハラスメント防止規定がある倫理防規 す2. 議員向けメンタルケア窓口 3. その他	その他内容	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、行う予定である。 3. 行っておらず、今後、行う予定もない。	1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用予定である。 3. 研修において利用していない又は現在は研修を行っておらず、今後行う研修で利用する予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。		1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)		
24	202 四日市市				4 議員は、ハラスメントに当たる行動を行っていると思われる事態に遭遇したときは、当該行動を行っている者に対し厳に憤むべき旨を指摘するよう努めなければならない。(プライバシーの保護) 第6条 議員及び職員は、ハラスメントの当事者のプライバシーの保護に十分配慮し、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない、その職を退いた後も同様とする。 (研修等) 第7条 議長は、ハラスメントの防止及び排除を図るために必要な研修等の実施に努めなければならない。 (継続的な検討) 第8条 議会は、この条例の定める事項について検討を加える必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるものとする。 (委任) 第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。 附 則 この条例は、公布の日から施行する。									
24	203 伊勢市	4	4	3			3		3	4		1	伊勢市地域防災計画 第3編 第1章 第8節 災害時用配慮者の支援体制の整備 4 女性や子どもに配慮した防災対策の強化 「被災時における男女ニーズの違い等、男女双方の視点や子ども、高齢者の視点に立った防災活動に十分配慮するよう努めます。」	
24	204 松阪市	4	4	1	1	松阪市議会議員政治倫理要綱 (政治倫理基準) 第3条 議員は、政治倫理の基準として次に掲げる事項を遵守しなければならない。 (1) 議員の地位を利用して、いかなる金品の授受をしてはならない。 (2) 市が関わる許認可、請負その他の契約等に関して特定の個人、団体又は企業に有利な取り計らいをしてはならない。 (3) 市職員の採用、昇格その他の人事異動に関与してはならない。 (4) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第92条の2に定めるところにより、市の議員をすところの法人及び私企業を問わず、これらの役員に就いてはならない。 (5) 議員の地位を利用して、市職員の業務を妨げたり、不当な圧力を与えてはならない。 (6) 前各号に掲げるもののほか、市民の代表者としてその品位と名誉を汚す一切の行為をしてはならない。		3		3	2		2	
24	205 桑名市	4	4	3				2	3	3			2	
24	207 鈴鹿市	4	4	3				3	3	4			2	
24	208 名張市	4	4	3				3	3	4			2	
24	209 尾鷲市	4	4	3				1	3	4			2	
24	210 亀山市	4	4	1	1	亀山市議会議員政治倫理条例 政治倫理基準 第3条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。 (6) ハラスメントその他の人権侵害のおそれのある行為をしないこと。		1	1	4			2	
24	211 鳥羽市	4	4	3				2	3	2			2	
24	212 熊野市	4	4	3				3	3	2			2	
24	214 いなべ市	4	4	1	1	いなべ市議会政治倫理規程 第3条第1項第6号 人権侵害のおそれのある行為及びいかなるハラスメントもしてはならない。		1	3	4			2	
24	215 志摩市	4	4	3				1	3	4			2	
24	216 伊賀市	4	4	3				3	3	4			2	
24	303 木曽岬町	4	4	3				3	3	4			2	
24	324 東員町	4	4	2				2	2	4			2	
24	341 善野町	4	4	3				3	3	4			2	
24	343 新白町	4	4	3				3	3	4			2	
24	344 川越町	4	4	1				3	3	4			2	
24	441 多良町	4	4	3		3 関連する冊子の配布		3	3	4			3	
24	442 明和町	4	4	2				3	1	4			3	

都 道 府 県	市 区 町 村	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査											地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割			
		問12-8 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問12-9 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問12-10 議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)を行っていますか。	問12-11 問12-10で1.を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。	問12-12 問12-11で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-13 ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	問12-14 当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	問12-15 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。	問12-16 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-17 問12-16で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-18 政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	問13 男女共同参画担当部署又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	問13-1 左記で、1.を選択した場合該当部分の規定を記入してください。		
		1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	に1. 関するハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)を	3. その他	その他内容	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、行おうとしている。 3. 行っておらず、今後、行おう予定もない。	1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用予定である。 3. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用する予定はない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めている。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。		1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)			
24	443	大台町	4	4	1		3	ハラスメント防止に関する規定の策定作業をしている。		2	3	3	2		2	
24	461	玉城町	4	2	3					1	1	3	3		2	
24	470	度会町	4	2	3					2	3	3	4		2	
24	471	大紀町	4	4	3					3		3	4		2	
24	472	南伊勢町	4	4	3					3		3	4	1		南伊勢町地域防災計画 第1章 第2節 第2項 1(2)女性や若者の防災人材の育成及び活用 避難所運営等においては、女性への配慮が不可欠なことから、専門性のある職業に従事している女性を対象とした県等が実施する防災講座の受講を促進するとともに、自主防災組織等についても女性を対象とした防災講座を開催するなど、女性の視点で主体的に行動できる人材の育成を図ります。 また、育成した人材の継続的なフォローアップを行うとともに、若い世代の防災人材の育成に取り組めます。
24	543	紀北町	4	4	3					3		3	4		2	
24	561	御浜町	4	4	2					2		1	4		2	
24	562	紀宝町	4	4	3					3	3	3	4		2	